

令和6年10月から児童手当の支給対象が拡充されます

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

	改正後(令和6年10月以降)	改正前(令和6年9月まで)
支給対象	18歳に到達した最初の年度末までの児童	15歳に到達した最初の年度末までの児童
所得制限	所得制限なし	所得制限あり
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 第1子、第2子 15,000円 第3子以降 30,000円 3歳から高校生年代まで 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 一律 10,000円 所得制限限度額以上 一律 5,000円(特例給付) <p>※所得上限限度額以上は支給なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 一律 15,000円 3歳から小学校修了まで 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 一律 10,000円 所得制限限度額以上 一律 5,000円(特例給付) <p>※所得上限限度額以上は支給なし</p>
第3子以降加算カウント方法	22歳に到達した最初の年度末までの児童を含める ※進学・就職を問わず、子どもについて親等の経済的負担がある場合はカウント対象とする	18歳に到達した最初の年度末までの児童を含める
支払期月	年6回(偶数月) ※初回支給は令和6年12月	年3回(2月、6月、10月)

【申請について】

現在、中学生以下の子どもを養育し児童手当を受給している方は、9月末日までに申請事由に変更がない限り改めての申請手続きは不要です。令和6年10月1日時点で高校生年代の子どもがいる方や、所得制限で支給対象外となっている方、または22歳に到達した最初の年度末までの児童を合わせて3子以上養育している方など、制度改正により支給額に変更がある方は申請手続きをお願いします。申請方法についてはホームページをご覧ください。



【申請期間】 9月17日(火)～10月31日(木)

かみかわの歴史・発見！



第43回 石造物紹介⑦ 月待塔

問合せ 生涯学習課 文化財担当 ☎0274-52-2586 FAX0274-52-2586

月待塔とは、月待講と呼ばれる特定の月齢※の夜に人々が集まり、神仏に祈りをささげ仲間とともに飲食をしながら月が出るのを待つ行事を行つたしるしに建てられた塔のことです。

月待塔は十三夜から二十九夜までの各夜のものが見られます。最も一般的なものは二十三夜塔で、全国的に普及しています。その他の塔は各地域に広く点在して、神川町内では二十二夜塔が多く見られます。この塔には、如意輪観音の像や二十二夜の文字を刻む文字塔があります。二十二夜塔は埼玉県北西部や群馬県の中・西部に多く分布しています。町内ではほとんどが江戸時代のもので古くは寛永9年(1632)のものが残されています。

如意輪観音は女性の守り仏と考えられ、女性だけの月待講も行われています。現代風に言えば真夜中に月を待つ女子会が開催されていたと言うことです。

日常の風景に溶け込んでいる石造物には、今回紹介したような月を眺めて祈りを捧げ、仲間と語らいながら親交を深めてきた人々の姿が宿っているかもしれません。中秋の名月がある9月の夜に月を眺めながら江戸時代の人々の暮らしに思いを馳せてみてはいかがでしょうか。

※月齢…月が見えなくなる日(新月)を0としてそれから何日経過したかを表しています。

十五日前後で満月となります。

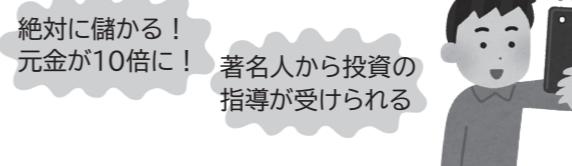


SNS(ソーシャルネットワークサービス)を悪用した特殊詐欺にご注意

問合せ 児玉警察署 ☎0495-72-0110

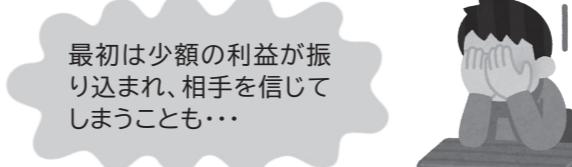
①きっかけ 絶対儲かる投資話

SNS上の投資関連の広告をクリックしたら、著名な投資家のグループに招待された



③お金を出金しようとしたら…

「出金するため手数料がかかる」「口座が凍結されたので保証金が必要」「今、投資をやめると元金が戻らない」などと出金に応じず、さらに振込を要求される



②投資開始 見せかけの利益

SNSでやり取りを開始し、アプリやサイトで利益を管理

二セのアプリやサイトで、利益が出たと表示
※犯人が自由に数字を変えることができます



注意

- SNSからの投資話は詐欺を疑いましょう。
- 「確実に利益が出る」「必ず儲かる」などの話には注意しましょう。
- 会ったことのない人をすぐに信用せず、お金を渡さないようにしましょう。



くらしの110番 暮らしのレスキューサービスで思わぬ高額請求

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

水漏れやトイレ修理、鍵の解錠、害虫駆除など、いわゆる「暮らしのレスキューサービス」で、インターネットの広告や投函チラシにある「見積り無料」「修理代(駆除代)数百円から」の文言を見て依頼したところ、来訪した業者に現場で高額な料金を請求されたという相談が寄せられています。



【事例】

トイレの水が流れなくなり、インターネットで「水回り修理480円から」という広告を見て依頼したところ、「詰まりが解消しない」と次々と高額な作業を提案・追加され、最終的に修理代として25万円請求された。広告とかけ離れていて、納得できない。

消費者へのアドバイス

- まずは慌てず対処しましょう。トイレ詰まりや水漏れの応急処置は、自分でできることもあります。
- 広告の安価な料金をうのみにせず、作業内容と費用を確認しましょう。
- 作業に来た業者から現場で不安をあおられ契約を迫られる、次々と高額な作業を提案されるなどの場合は、作業を断りましょう。
- 自宅への訪問を依頼した場合であっても、見積りのために呼んだ業者とその場で契約した、広告等の表示額と実際の請求額が大きく異なるなどの場合、クーリング・オフが適用できる可能性があります。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(いやや) 埼玉県消費生活センター熊谷 ☎048-524-0999